

第2章 自治体の会計の課題

第1節 ストック情報とコスト情報の欠如

1 ストック情報の欠如

単式簿記・現金主義会計による官庁会計は、現金の収入と支出の事実に基づき、一定期間における財源の受入とその使用の状況を明らかにする。この会計制度は、単年度の現金収支を厳密に管理するため、予算の執行状況を管理する仕組としては優れている。しかし、自治体が保有している行政サービスの提供に必要な資産の残高や、将来にわたって返済しなければならない負債の残高を会計記録から明らかにすることはできない。例えば、現行の官庁会計では、会計処理とは別に公有財産台帳や物品台帳などにより財産管理が行われているが、その各々が別々の基準で管理されており、また、公有財産の価格情報の管理は自治体によってまちまちな状況にある。

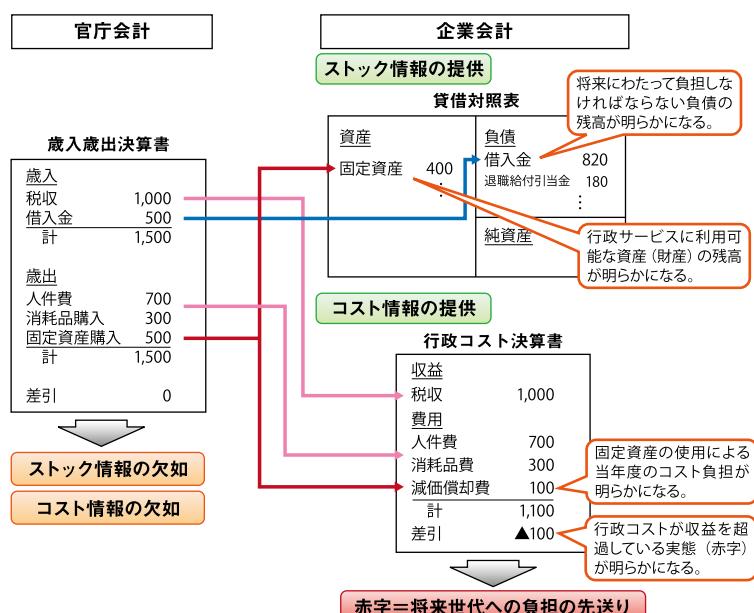
また、負債の情報についても、公債については多くの自治体で公表されているが、一時借入金や基金からの借入金、また、将来的に発生する職員に対する退職手当の実質的な負

担額など、現行の自治体の会計制度では見えにくい、あるいは見えない負債なども存在している。

2 コスト情報の欠如

自治体が行政サービスを提供するために取得した建物や道路などの固定資産は、長期にわたり行政サービスに供される。しかし、現行の官庁会計では、現金の収入・支出の管理が主な目的であり、減価償却費などの資産の費消実態を各年度に費用として配分するという概念や、将来的に負担する金額の当期の負担分を費用として計上する引当という概念がなく、各年度のフルコストを会計記録から明らかにすることはできない。このため、行政サービスの提供に要した実質的なコスト情報を一覧性のある情報として把握することができないという限界がある。官庁会計と企業会計におけるストック情報とコスト情報については、図表5のとおりである。

図表5 官庁会計と企業会計におけるストック情報とコスト情報



第2節 アカウンタビリティ(説明責任)とマネジメントの欠如

前節で記載したとおり、官庁会計にはストック情報とコスト情報の欠如という課題がある。その結果、会計が果たすべき機能について以下のような欠如が発生している。

1 アカウンタビリティの欠如

自治体の会計においては、その1年間の執行の状況や資産や負債の状況などの情報を、住民や議会に対して提供する必要がある。しかし、官庁会計においては、資産及び負債に関する情報が、網羅的かつ一覧性のある情報として提供されていない。例えば、期末時点における概略的な財務状況や、地方債や職員の退職手当などの将来世代が負担するコスト、そして純資産と負債の構成比率によって表される世代間負担の衡平性を明らかにすることが困難である。また、一定期間のフルコストを一覧性のある情報として把握することに限界があるため、当該年度の収益により当該年度のコストが賄われたかどうか、つまり将来世代への負担（余剰）の繰越状況を判断するための情報を把握することが難しい。さらに、フルコストの把握が難しいため、自治体の行政活動の経済性、効率性、有効性を評価するために必要な情報を提供することが不十分となる。

第3節 検証可能性の欠如

複式簿記は、1つの取引を原因と結果の2つの側面から借方、貸方の金額が常に一致するよう記帳する（貸借平均の原理）ことから、その合計額も常に貸借が一致するため、誤った記帳が行われれば、それがすぐに明らかになるといった自己検証能力がある記帳方式で

2 マネジメントの欠如

自治体では、教育、福祉、インフラ整備など様々な事業を実施している。限られた財源の中でこうした事業を実施し、より一層効率的で実効性の高い施策を実施するためには、事業の有効性の検証、効率化、見直しといった判断が必要となってくる。そのためには減価償却費や引当金繰入額などの事業の正確なフルコストを把握することが必要となるが、現行の官庁会計では、正確なコスト情報に基づいた事業の検証・評価が困難であるという問題がある。

また、従来の官庁会計でも様々な指標を用いて分析を行っているが、保有する資産と負債といったストックをすべて把握し、総合的な財務情報を基に自治体の行財政運営を行っていくという視点からは十分とはいえない。

一方で複式記帳を行わない単式簿記にはこのような自己検証能力はない。このため、収入・支出と固定資産情報との間に会計上のつながりがないため、検証に限界があり、自治体の膨大な取引記録を正確に処理するための記帳方法としては限界がある。